

●高額医療・

高額介護合算療養費制度

高額医療・高額介護合算療養費制度は、被保険者が医療と介護サービスを並行して受けた場合に適用されます。

それぞれ1年間(8月から翌年7月)に自己負担した合計額が、世帯単位の算定基準額を超え、町の担当窓口へ申請して保険者が認めた場合、算定基準額を超えた分が支給される制度です。(医療費または介護サービスのどちらかの自己負担額が0円の場合、計算結果が500円以下の場合には支給されません)

その算定基準額が、今年8月から下の表のとおり変更されます。みなさまのご理解をお願いします。※6介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円となります。

平成30年7月まで(変更前)

適用区分	算定基準額 (1年間の上限額)
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得者Ⅱ	310,000円
低所得者Ⅰ	190,000円※6

平成30年8月から(変更後)

適用区分	算定基準額 (1年間の上限額)
現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
現役並み所得者Ⅰ	670,000円
一般	560,000円
低所得者Ⅱ	310,000円
低所得者Ⅰ	190,000円※6

○お問い合わせ先

町民課 ☎ 432111

国民健康保険係(内線2114)

医療年金係(内線2115)

(可茂消防事務組合からのお知らせ)

熱中症に気をつけましょう!

真夏じゃなくても
要注意!!



可茂消防管内では、毎年多くの方が熱中症の症状により救急搬送されています。(熱中症は、暑熱環境で発生する障害の総称で、熱失神、熱疲労(熱ひはい)、熱射病、熱ケイレンに分けられます。)

その中でも、高齢者の農作業中の熱中症が特に多く発生しています。

個人差もありますが、高齢者の場合には、体内の水分不足を感じるセンサーの反応が悪くなり、喉が渴いていなくても実際には水分が不足してしまっていることも多くあります。

応急手当の方法

- ・日陰などの涼しい場所へ移動させます。
- ・着ている服やベルトなどをゆるめて、安静に寝かせます。
- ・意識があれば水分を摂らせます。
- ・扇風機・うちわなどで体を冷やします。
- ・氷・アイスパックなどで、頭や頸、腋の下、脚の付け根など太い血管に当てて冷やす。

こんな場合は迷わず救急車

- ・異常な発汗がある、真っ赤な顔をしている。
- ・意識がない、言動がおかしい(様子がおかしい)、またはケイレンをしている。

熱中症を予防するために

- ・喉が渴いていなくても、屋外での作業前や合間にはこまめに水分補給、休憩を入れる。(水やお茶ではなく、スポーツ飲料などが良い。最近では、熱中症予防専用飲料も販売されています。)
- ・気温が上昇する日中を避け、朝・夕に作業を行う。
- ・節電も大切ですが、屋内ではエアコンや扇風機などを活用し、体温の上昇を抑える。(風通しを良くする)